

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針

平成26年6月

宮 城 県

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
1	本県農業の現状と課題	2
2	農業経営基盤の強化を促進するための具体の推進目標	2
3	本県農業の経営基盤の強化の促進に関する方策	2
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の育成	2
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	3
(3)	多彩で収益性の高い農業の展開	4
(4)	優良農地の確保	4
(5)	地域における機能分担	4
(6)	地域別の基本的な方向	4
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	16
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等	16
第5	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	18
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	18
(1)	基本的な考え	18
(2)	農業経営基盤強化促進事業の実施	19
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組	19
2	基盤整備事業等の促進	21
3	宮城県の区域を事業実施区域として農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	21
(1)	農地中間管理機構が行う特例事業	21
(2)	関係機関との役割分担と連携	21
4	農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項	22

基本方針の意義

集落における農業者の合意形成を基礎とし、担い手への農地の利用集積と経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図っていくことが、緊急に解決すべき我が国農政の課題となっています。

このため、新たな制度、施策体系の下で農地流動化施策、担い手育成施策等について総合的な計画として、10年後を見通した、農業経営基盤の強化の促進に関する方針を示すものとして「基本方針」を策定しました。また、市町村が作成する基本構想の基本となる効率的かつ安定的な農業経営のあるべき水準等を、大局的な観点から示すものです。

基本方針の構成

この基本方針は第1～第5により構成されています。

第1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」では、本県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の基本的な方向を記述し、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方を示しています。

第2「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」では、地域において展開している主な営農類型について、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する指標を経営形態ごとに示しています。

第3「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」では、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする第2の基本的指標に対する目安を示しています。

第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等」では、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標について、10年後を見通して示しています。

第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項、県の区域を事業実施地域として農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項、農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項について示しています。

基本方針の目標年次

この基本方針は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする10か年の方針です。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で、公表が平成24年3月となっています。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状と課題

本県農業は、我が国の主要な食料生産基地として良質な農産物の安定供給に努めてきており、将来にわたってその地位を確固たるものとするため、主要な農業の担い手である認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の確保目標を定め、諸施策を集中して取り組んできた。しかし、近年の社会経済の大きな変動の中で、その目標達成は難しい状況となってきた。また、中山間地においては遊休農地が増加し、平たん部においても農地の流動化が進まず、農産物価格の低迷ともあいまって所得の確保が困難な状況になってきている。さらに、生活者の求める安心・安全な農産物の提供に今まで以上にこたえていかなければならないなど農業の質的転換も求められてきている一方、平成23年3月に発生した東日本大震災により、特に津波の被害のあった沿岸部においては、営農再開が難しい農業者が農地を生産組織に託す動きも見られる。

こうした状況の中、食料・農業・農村基本法や平成23年3月に策定した「みやぎ食と農の県民条例基本計画」等に基づき、本県の持つ特性を十分に活用しながら生活者のニーズや環境にも配慮した農業を本県の主力産業として確立する必要がある。

2 農業経営基盤の強化を促進するための具体の推進目標

農業の諸課題に対処し、本県農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明示するとともに、農業経営の改善に意欲的な農業者に対し、農用地の利用集積、経営管理の合理化などの農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中的かつ積極的に実施する。

具体の目標の設定に当たっては、県内各地においてモデル的な経営を実践している経営体の事例を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり600～720万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である地域にあっては、地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にし、本県農業の健全な発展を図るものとする。

3 本県農業の経営基盤の強化の促進に関する方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

県、市町村及び県・地域担い手育成総合支援協議会等の活動を通じて、認定農業者等の数的確保と農業経営改善計画の早期達成を支援する。また、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定や農作業受委託により規模拡大を促進する。特に、土地利用型農

業にあつては、これまで地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、集落営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものについて、特定農業団体への育成を図る。経営の効率化を図り、体制が整った集落営農組織については法人形態への誘導を図る。

複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体、あるいは個別経営体においても、経営の効率化を図り体制が整った経営体については法人形態の誘導を図る。

さらに、農村における女性は、県内の農業就業人口の約6割を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営への参画をより一層促進する。

青年農業者の育成については、市町村農業担い手育成センター等の活動を通じて、農業技術の習得、研修教育資金の融資や初期の営農投資への支援を行う。

これらの農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、市町村や農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受託組織を、効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、その育成を図る。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

イ 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

担い手の状況は、常時農業に従事している基幹的農業従事者が平成22年度は平成17年度対比で約9%減少し45,893人となり、そのうちの約56%は65歳以上が占め、60歳以上では全体の約72%と過半数を超える状況で高齢化が進行しており、担い手の確保が喫緊の課題である。

一方、農業専従の新規就農者は平成12年度の94人をピークに減少し、近年は年間70から80人前後と、横ばいで推移していたが、平成21年度には97名、平成22年度には102名と増加に転じ、平成元年度に調査を開始して初めて100名を越え、増加傾向がうかがえる。その要因としては、農業法人等の雇用の増大が大きく、特に経営基盤を持たない新規参入者にとって貴重な受け皿となっている。

一方で、新規学卒者による就農は依然として減少傾向にあるなど、農家子弟である青年の他産業への流出が依然として問題となっている。

これからの県内農業の展望を開き、健全な農村地域を構築していくためには、何よりも農業、農村地域の担い手確保がこれまでになく重要となっている。さらに、担い手の確保に当たっては農家子弟、農家出身の青年だけではなく、非農家出身者、他産業従事経験による豊富な経験や知識を有する中高年者等、幅広くやる気のある優秀な人材を集めることが必要である。

具体的には、将来の農業生産・農業構造等の基本的な方向に向け、次代の本県農業の大宗を担う効率的かつ安定的な経営体6,900の確保・育成を目指していることから、新規就農者数は年間130人を確保目標とする。

なお、45歳以上65歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

ロ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農

業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

但し、経営基盤を持たない新規参入者等や、生産サイクルが長く収入を得るまで長い期間を要する果樹等の栽培に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

ハ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、県農業大学校の教育内容の充実を図り、また、認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家等で効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。これらの実施にあたっては、農業改良普及センターの他、市町村、農業協同組合、宮城県農業会議、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「みやぎ農業振興公社」という。）等の関係機関が連携を密にしながら、一貫した支援を行う。

(3) 多彩で収益性の高い農業の展開

地域の合意に基づき、合理的な土地利用計画のもと、担い手となる認定農業者等に農地を集積し、規模拡大を推進する。また、生活者重視、市場重視の売れる米づくりや実需に応える品質の高い麦類・大豆の生産、耕畜連携による飼料作物生産、収益性の高い園芸作物の生産を推進する等、多彩で収益性の高い農業を推進する。

(4) 優良農地の確保

農業振興地域整備計画に基づいて、優良農地の確保に努める。特に、農業生産振興の基礎となる基盤整備については、持続的な農業・農村の発展を確保し、及び生産性の高い土地利用型農業経営を実践するため、事業実施に際しては、地域の特徴を生かし環境との調和を図りながら、計画的な基幹的水利施設の整備・更新や大区画ほ場整備等を積極的に推進する。また、都市近郊地域における無秩序な土地利用を防止するとともに、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

(5) 地域における機能分担

本県の農業の発展のためには、効率的かつ安定的な農業経営だけでなく、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家及び土地持ち非農家等の機能を十分に発揮させ、本県の農業全体の発展につなげていくという形をつくりあげることが必要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営と他の農家との役割・機能分担を明確にし、相互にメリットを享受できる体制整備を推進し、健全なコミュニティの発展を図る。

(6) 地域別の基本的な方向

以上の基本的な農業の経営基盤の強化の促進に関する方策を基に、地域別の方向を具体化すると、次のとおりとなる。

イ 仙南地域

水田の用排水改良やほ場の大区画化を進め田畑輪換や水田の合理的な輪作体系を確立することによる各部門の生産量の拡大と品質の向上及びコストの低減並びに水稻を基軸とした施設園芸や畜産部門の振興を図ることによる農業経営の複合化により、経営の安定と収益の増大を図る。さらに、豊富な観光資源を生かし、観光業や商工業、林業と連携した特色ある農産物や特用林産物を観光客等に供給し販路の拡大を図る。畜産については、丘陵地帯を中心に飼料基盤の整備拡大と経営規模の拡大を図るとともに、家畜排せつ物の適正管理と利用促進のため、耕種農家との連携を推進する。

ロ 仙台地域

大区画化水田の整備及び農道・用排水路の整備等を通じた農地の利用集積を促進し、米、大豆等土地利用型作物の低コスト生産システムの構築を図る。また、都市近郊という利点を生かし、市民農園、農産物直売所、農家レストラン等のコミュニティビジネスの振興を図り、都市と農村の交流を推進する。さらに、野菜、花き、果樹等多彩で収益性の高い園芸振興を推進するために、高度環境制御及び低コスト耐候性ハウス等省力高性能施設やIT活用による高収益生産方式の導入等先進技術を活用した農業経営の確立を推進する。

ハ 大崎地域

平たん地帯では良質米の産地として新たな米政策に対応した売れる米づくりと麦類、大豆等を含めた土地利用型作物の振興を目指し、基幹水利施設や大区画ほ場の整備を促進するとともに農地利用集積の促進による経営規模の拡大とカントリーエレベーター等生産拠点施設の効率的活用による低コストで収益性の高い土地利用型農業を確立する。

さらに、畜産の主産地として、畜産農家の経営体質強化、環境に配慮した持続型の畜産経営の推進、安全で高品質な畜産物の生産による経営体質の強化及び規模拡大に努める。また、ほ場条件を生かした団地化・集団化による生産性の高い施設野菜・花きの産地づくりを進める。

西部の山岳丘陵地帯においては、標高差を生かした野菜、花き等と特用林産物の振興を図る。

ニ 栗原地域

大区画ほ場整備の促進、認定農業者等の担い手育成による農地の効率的利用、拠点施設の整備等による良質米等の売れる米づくりを推進する。

さらに、山間丘陵の未利用地や水田を活用して飼料自給率の向上を推進するとともに、畜産環境の整備充実を図り、安全・安心で高品質な畜産物の生産供給体制を確立する。また、園芸については、大型施設及びハイテク施設の導入による周年出荷、販売体制の強化、園芸・特用林産物の産地化及び地域特産物の開発普及等農業生産の高付加価値化を推進する。

ホ 登米地域

農地集積等による効率的かつ安定的な農業経営の育成や有機センター等のたい肥を活用した環境保全米等の売れる米づくり、高品質・安定生産の施設園芸の拡大、アグリビジネスの展開等による高付加価値化を推進する。また、畜産については家畜衛生の徹底及び優良家畜の改良等による生産

性向上を支援し、畜産環境の整備を進め地域社会との調和の取れた生産地を形成するとともに、安全・安心な畜産物の生産供給体制を確立する。

へ 石巻地域

土地利用型作物については、ほ場整備による大区画化の推進や省力化機械の導入を図るとともに、農業の担い手への農地の利用集積や効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、生産性の向上、低コスト化を図る。園芸作物については、比較的温暖な地域の特性を生かし、新技術の導入や施設化の推進により、高品質・高収益化を図る。畜産については、飼料自給率の向上等により経営体質の強化を図る。

ト 気仙沼・本吉地域

農業の担い手や農業生産組織の育成、生産基盤の整備、遊休農地の活用、限られた耕地を高度に利用できる花きや野菜等の集約的な園芸を推進する。

とりわけ園芸振興については、圏域内流通や直接販売といった多彩な販売に取り組みながら、定時・定量・定質といった計画生産・出荷体制の強化とエコファーマー等環境保全型農業を推進し、農漁家レストラン・加工販売、学校給食への供給など中山間地として特色ある園芸産地づくりを展開する。

畜産部門については、畜産経営者の組織化を図り、飼養規模の拡大、飼料自給率の向上及び飼育管理技術の改善に努める。また、繁殖・肥育の一貫生産を進め、優良種畜を利用した生産性の高い肉用牛の生産を推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1で示すような目標を達成可能とする効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、現在県内各地において展開している営農類型の事例を踏まえて、基本的指標を示すと次のとおりである。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
土地 全県 1	稲作 + 大豆作 + 大麦作	水稲 (自作地) 大豆 (借地) 大麦	9ha (水稲) 機械化一貫体系 (一部CE活用) 4ha 品種: ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 5ha ぼ場の集積 7ha (麦・大豆) 水稲-麦-大豆 2年3作体系 7ha 稲作機械の稼働率向上 大豆コンバイン 高効率利用 (5戸) 品種: 麦 シュンライ等 大豆 タンレイ等	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。
土地 全県 3 組織	稲作 + 大豆作 + 大麦作 組織経営 主たる 従事者 4人	水稲 (自作地) 大豆 (借地) 大麦	22ha 構成員3戸の組織経営体 (水稲) 9ha 機械化一貫体系 (一部CE活用) 品種: ひとめぼれを中心とした組合せ 13ha 一部に直は技術を導入 ぼ場の集積 15ha (麦・大豆) 水稲-麦-大豆 2年3作体系 稲作機械の稼働率向上 品種: 麦 シュンライ等 大豆 タンレイ等	<ul style="list-style-type: none"> (農業生産法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制, 休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。
土地 全県 5 組織	稲作 + 大豆作 + 大麦作 + もち加工 組織経営 主たる 従事者 4人	水稲 (自作地) 大豆 (借地) もち加工 生産費 大豆 大麦	17ha 構成員3戸の組織経営体 (水稲) 12ha 機械化一貫体系 (一部CE活用) 品種: ひとめぼれ, みやこがねもちを 中心とした組合せ 5ha 一部に直は技術を導入 ぼ場の集積 20t (もち加工) みやこがねもちを原料とする切りもちの 生産販売 15ha ぼ場の集積 15ha (麦・大豆) 水稲-麦-大豆 2年3作体系 稲作機械の稼働率向上 品種: 麦 シュンライ等 大豆 タンレイ等	<ul style="list-style-type: none"> (農業生産法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○地産地消への取組を強化 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制, 休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	
土地 全県 6 組織	稲作 + 大豆作 + 大麦作 + みそ加工 組織経営 主たる 従事者 4人	水稲 みそ 生産量 大豆 大麦	17ha 構成員3戸の組織経営体 (水稲) 12ha 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 5ha 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (みそ加工) 米,大豆生産物を原料とする仕込みみその 加工販売 袋詰め,化粧たる等の販売形態 (麦・大豆) 16ha 水稲-麦-大豆 2年3作体系 稲作機械の稼働率向上 16ha 品種:麦 シュンライ等 大豆 タンレイ等	(農業生産法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○地産地消への取組を強化 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制, 休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。	
野菜 全県 1 7	施設野菜 1	いちご 鉄骨ハウス 水稲 (貸付)	3,900㎡ 2.5ha	夜冷短日促成栽培 夜冷育苗等による作型の組合せ 鉄骨ハウスによる加温栽培	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全県 2 8	施設野菜 2	きゅうり 鉄骨ハウス 促成栽培 抑制栽培 水稲 (貸付)	4,000㎡ 4,000㎡ 4,000㎡ 2.5ha	促成栽培と抑制栽培の組合せ ○促成栽培 12月中旬定植 収穫期間:2月上旬~6月下旬 ○抑制栽培 8月中旬定植 収穫期間:9月上旬~11月下旬	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全県 3 9	施設野菜 3	トマト 鉄骨ハウス 促成栽培 抑制栽培 水稲 (貸付)	2,800㎡ 2,800㎡ 2,800㎡ 2.5ha	促成栽培と抑制栽培の組合せ ○促成栽培 12月中旬定植 収穫期間:2月下旬~7月下旬 ○抑制栽培 7月上旬定植 収穫期間:9月中旬~12月中旬	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
野菜 全県 4 10	施設野菜 + 稲作 4	いちご 鉄骨ハウス 水稲 (自作地) (借地)	2,000㎡ 8.0ha 2.8ha 5.2ha	(いちご) 養液栽培による夜冷短日促成栽培 夜冷育苗等による作型の組合せ 鉄骨ハウスによる加温栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理, 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に 留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
野菜 全県 5 11	施設野菜 + 稲作	きゅうり 鉄骨ハウス 3,200㎡ 促成栽培 3,200㎡ 抑制栽培 3,200㎡ 水稲 8ha (自作地) 2.7ha (借地) 5.3ha	(きゅうり) 促成栽培と抑制栽培の2作型 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 全県 6 12	施設野菜 + 稲作	トマト 鉄骨ハウス 2,000㎡ 促成栽培 2,000㎡ 抑制栽培 2,000㎡ 水稲 8ha (自作地) 4.0ha (借地) 4.0ha	(トマト) 促成栽培と抑制栽培の組合せ (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に 留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 全県 7 13	施設野菜 + 稲作	ほうれんそう パイプハウス 2,600㎡ しゅんぎく パイプハウス 2,600㎡ 水稲 8ha (自作地) 2.7ha (借地) 5.3ha	(ほうれんそう, しゅんぎく) パイプハウスの輪作体系 ほうれんそう 夏まき雨よけ栽培 (年3作) しゅんぎく 秋まきハウス栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に 留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 全県 8 14	施設野菜 + 稲作	ほうれんそう パイプハウス 3,500㎡ つぼみ菜 パイプハウス 3,500㎡ 水稲 8ha (自作地) 4.0ha (借地) 4.0ha	(ほうれんそう, つぼみ菜) パイプハウスの輪作体系 ほうれんそう 夏まき雨よけ栽培 (年3作) つぼみ菜 秋まきハウス栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に 留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定し ており, 助成金の単価を基に試算している。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
野菜 仙台 9 15	露地野菜 + 稲作	ねぎ(冬まき) 露地栽培 0.5ha ねぎ(春まき) 露地栽培 0.5ha 水稲 6ha (自作地) 1.8ha (借地) 4.2ha	(ねぎ, 冬まき) 冬まき・夏収穫栽培 (ねぎ, 春まき) 春まき・秋収穫栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 仙台 10 16	露地野菜 + 稲作	だいこん 0.5ha 水稲 14ha (自作地) 2.5ha (借地) 11.5ha	(だいこん) 夏まき栽培 (6~7月に順次は種, 収穫8~10月) (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 仙台 11 17	露地野菜 + 稲作	ねぎ(冬まき) 露地栽培 0.5ha レタス 露地栽培 0.5ha 水稲 8ha (自作地) 2.3ha (借地) 5.7ha	(ねぎ) 冬まき栽培 (レタス) 秋まき栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。
野菜 大崎 12 18	施設野菜 + 稲作	こねぎ パイプハウス 2,000㎡ にら パイプハウス 2,000㎡ 水稲 9ha (自作地) 2.4ha (借地) 6.6ha	(こねぎ) は種回数を多くして作型の組合せによる 周年栽培・周年出荷 (にら) パイプハウス促成栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。 特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており, 助成金の単価を基に試算している。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
野菜 大崎 13 19	施設野菜 + 稲作	なす パイプハウス 2,500㎡ 水稲 9ha (自作地) 2.7ha (借地) 6.3ha	(なす) パイプハウスによる雨よけ早熟栽培 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
野菜 登米 14 20	露地野菜 + 稲作	春キャベツ 1.5ha 秋・冬キャベツ 1.5ha 水稲 10ha (自作地) 1.5ha (借地) 8.5ha	(キャベツ) 春まき栽培と秋まき栽培の年2作体系 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
野菜 石巻 15 21	施設野菜 + 稲作	こねぎ パイプハウス 2,000㎡ 水稲 9ha (自作地) 2.7ha (借地) 6.3ha	(こねぎ) は種回数を多くして作型の組合せによる周年栽培・周年出荷 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
花き 全果 1 22	施設花き	ばら 鉄骨ハウス養液栽培 4,000㎡ 水稲 (貸付) 2.0ha	鉄骨ハウス ロックウール冬切り型栽培 自動環境制御	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全果 2 23	施設花き	鉢物類 シクラメン 鉄骨ハウス 2,000㎡ バンジー(春のみ) 2,000㎡ 水稲 (貸付) 2.7ha	鉄骨ハウス 底面吸水栽培施設 10~12月出荷	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
花き 全県 3 24	施設花き	きく 鉄骨ハウス 3,500㎡ シェードぎく 3,500㎡ 電照ぎく 3,500㎡ 水稲 (貸付) 2.6ha	鉄骨ハウス シェード栽培(6~7月出荷) 電照栽培(11~12月出荷)	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全県 4 25	施設花き + 露地花き	きく パイプハウス・露地 8,500㎡ パイプハウス7月出し 3,500㎡ 露地8月出し 5,000㎡ 水稲 (貸付) 2.1ha	パイプハウス栽培+露地栽培 パイプハウス(保温, 2重被覆, 無加温栽培)	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全県 5 26	施設花き	カーネーション 鉄骨ハウス 2,800㎡ 水稲 (貸付) 2.5ha	鉄骨ハウス 普通栽培	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 全県 6 27 28 29	施設花き	ストック パイプハウス 3,200㎡ 秋冬出し 3,200㎡ 春出し 3,200㎡ トルコギキョウ パイプハウス 夏出し 2,500㎡ スターチス パイプハウス 2,000㎡ 水稲 (貸付) 2.7ha (組合せ) ストック(秋冬出し)+ストック(春出し)+水稲(貸付) トルコギキョウ+ストック(春出し)(水稲貸付) スターチス+ストック(春出し)(水稲貸付)	パイプハウス ストック, トルコギキョウ, スターチスの 作型調整による組合せ ストック(秋冬出しおよび春出し) トルコギキョウ(夏出し) スターチス(6~7月出し)	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
花き 仙南 7 30	施設花き	花壇苗 鉄骨ハウス 2,500㎡ 水稲 (貸付) 2.7ha	鉄骨ハウス バンジー, サルビア等の栽培の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制, 休日制等の実施, 年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
果樹 全県 1 31	果樹	りんご 普通栽培 0.9ha わい化栽培 0.9ha 水稲 (貸付) 1.2ha	品種：ふじ 普通栽培+わい化栽培の組合せ トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 無袋栽培	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
果樹 全県 2 32	果樹	日本なし 1.7ha 水稲 (貸付) 1.5ha	品種：豊水 トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 無袋栽培	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
果樹 全県 3 33 34 35	果樹 複合型	りんご 普通栽培 1.0ha わい化栽培 0.6ha もも 0.4ha もも 0.7ha 施設ぶどう 1.0ha りんご果汁 14.5t 水稲 (貸付) 2.0ha 組合せ りんご+もも+水稲(貸付) りんご+施設ぶどう+水稲(貸付) りんご+りんご果汁+水稲(貸付)	りんごを基幹品目として、複合部門を選択 (りんご) 品種：ふじ 普通栽培+わい化栽培の組合せ トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 無袋栽培 (もも) 品種：あかつき トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 (施設ぶどう) 品種：高墨(巨峰) トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 (りんご果汁) 販売店固定取引、イベント販売、宅配等による販売	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
果樹 全県 4 36	果樹 複合型	日本なし 1.3ha うめ 1.0ha 水稲 (貸付) 0.7ha	(日本なし) 品種：幸水 トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 無袋栽培 (うめ) 品種：白加賀、前沢小梅、篤宿等 トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
果樹 全県 5 37	果樹 複合型	うめ 1.0ha 梅干し 10t 水稲 (貸付) 2ha	うめ栽培+梅干し加工経営 (うめ) 品種：白加賀、前沢小梅、篤宿等 トラクター、スピードスプレーヤ 共同利用 (梅干し加工) 構成員4人の加工組織に参加 製品歩留まり58% バック及び袋詰めによる販売	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
畜産 全県 1 38	酪農	経産牛 搾乳牛 44頭 水稲 (貸付) 2ha 飼料生産面積 牧草地 飼料用とうもろこし 6.6ha 6.6ha	つなぎ飼養方式 牛群検定による高泌乳牛の確保 牧草・飼料用トウモロコシ等の自給 飼料生産 飼料作物栽培機械 3戸共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記帳簿に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○飼料作物栽培、サイレージ調製におけるコントラクターの活用 ○酪農ヘルパーの活用
畜産 全県 2 39	肉用牛 (肥育)	常時飼養頭数 65頭 水稲 (貸付) 2ha	兼牛(黒毛和牛・去勢)導入 9か月 肥育期間20か月(29か月齢出荷) 質量兼備型素牛による肥育体系 良質粗飼料の確保 飼料作物栽培機械 3戸共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記帳簿に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用
畜産 全県 3 40	肉用牛 (繁殖)	繁殖牛 55頭 水稲 (貸付) 2ha 飼料生産面積 牧草地 5ha	(繁殖牛) 黒毛和種による繁殖 初産種付月数 14か月齢 公共放牧場利用 水田の効率的利用による飼料用トウモロコシ、牧草等の自給飼料生産 飼料作物栽培機械 3戸共同利用	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記帳簿に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用
畜産 全県 4 41	養豚 (一貫)	繁殖豚 265頭 水稲 (貸付) 2ha	系統豚利用による肉質向上 豚の系統・生育ステージに適合した飼養管理 枝肉歩留 65% 枝肉規格「上」物率 60%以上	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記帳簿に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
畜産 全県 5 42	肉用牛 (肥育) + 稲作	常時飼養頭数 66頭 水稲 (自作地) 9ha 3ha (備地) 6ha	(肥育牛) 兼牛(黒毛和牛・去勢)導入 9か月 肥育期間20か月(29か月齢出荷) 質量兼備型素牛による肥育体系 良質粗飼料の確保 飼料作物栽培機械 3戸共同利用 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の兼積 稲作機械の稼働率向上 (麦・大豆) 受託集団に委託	<ul style="list-style-type: none"> ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記帳簿に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理、特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。

NO	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等
畜産 全県 6 43	肉用牛 (繁殖) + 稲作	常時飼養頭数 40頭 飼料生産面積 牧草地 5.0ha 水稲 9ha (自作地) 3ha (借地) 6ha	(繁殖牛) 黒毛和種による繁殖 初産種付月数 14か月齢 公共放牧場利用 水田の効率的利用による飼料用トウモロコシ、牧草等の自給飼料生産 飼料作物栽培機械 3戸共同利用 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれ、ササニシキを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○肉牛ヘルパーの活用 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
特作等 全県 1 44	菌茸 + 稲作	生しいたけ 年産額ほど木本数 11,600本 水稲 11.0ha (自作地) 3ha (借地) 8.0ha	(生しいたけ) 品種:高温性品種50% 中低温性品種50% 施設等:栽培舎、暖房施設、動力運搬車等 (水稲) 機械化一貫体系(一部CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ 一部に直は技術を導入 ほ場の集積 (麦・大豆) 受託集団に委託	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
特作等 全県 2 45	農家 レストラン	レストラン部門 10席 水稲 14.0ha (自作地) 3ha (借地) 11.0ha	(レストラン) 地域のグリーンツーリズム推進体制(交流・宿泊施設、推進組織等)との連携 レストラン施設については既存家屋内の有休部分を活用 メニュー数:3品以上(昼食・夕食) 駐車場:乗用車5台程度 開店日数:週5~6日営業 原材料確保:自家生産及び地域農畜産物による年間を通じた供給体制の整備	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○的確な食品衛生管理 ○都市住民等の、ニーズの的確な把握に基づくマーケティング ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○戸別所得補償制度の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

本県において、第1の2に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保すること（第1の3の(2)）であり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には、第1の2に示す目標達成を目指す。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等

第2で示すような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の各地域における農用地の利用に占めるシェアの目標及び農業構造の指標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
仙 南	66%	
仙 台	71%	
大 崎	74%	
栗 原	73%	
登 米	74%	
石 巻	74%	
気仙沼・本吉	50%	
県 平 均	72%	

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、

代かき、田植え及び収穫、その他の作目については耕起、は種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、平成32年度末とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農地が面的に集積されていない状況を踏まえて、県下全市町村に農地利用集積円滑化団体の設置を推進し、農地利用集積における面的な集積の割合を高めていくことを目標とする。

○農業構造の指標

本県農業の担い手	効率的かつ安定的な農業経営	区 分	平成32年度末
		経営体数	6,900 経営体
		個別経営体	6,400 経営体
		組織経営体	500 経営体

区 分	平成32年度末	集積率
農地面積	118,000 ha	%
経営体への集積面積	85,000 ha	72
田	98,300 ha	%
経営体への集積面積	75,700 ha	77
畑	19,700 ha	%
経営体への集積面積	9,300 ha	47

注) 1 農地面積は、今後見込まれる農地転用、大規模開発、新規農地造成等を加味しながら設定したものである。

2 個別経営体は、主たる従事者1人、補助従事者1～2人を想定する。

3 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行う得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有すもの)である。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え

第2及び第3で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示すこれらの農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な流動化への取組が必要である。

このために、県は、関係各課、地方振興事務所、農業改良普及センター、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、宮城県農業会議、宮城県農業協同組合中央会、みやぎ農業振興公社、宮城県土地改良事業団体連合会等関係団体との連携の下に、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

イ 推進体制の整備

県担い手育成総合支援協議会及び地域担い手育成総合支援協議会等を活用し、県、市町村、集落段階にわたり、目標と計画性を持って集落の活性化や生産の組織化を進めながら、農用地の流動化によって効率的かつ安定的な農業経営の経営規模の拡大を推進し、地域農業の生産性の向上に組織的、一体的に取り組む体制を整備する。

ロ 啓発普及の推進

農地流動化施策や関連諸施策の内容等の周知徹底を図る。

ハ 認定農業者等への農用地の利用集積

農用地の利用集積に当たっては、地域農業の中心的役割を担う認定農業者等に対して重点的に進めることとし、その際の農用地の利用調整については、農業経営体の経営改善に資するよう誘導する。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成の方策として、農地流動化施策や農業経営改善計画認定制度等の関連諸施策の積極的な活用を推進するとともに、市町村が農用地の利用集積に関する計画を策定し、これに基づく着実な取組を行うよう支援する。

ニ 面的利用集積の促進

農用地の利用集積に関しては、作業の効率化に資するよう集団化を図る等利用に係る農地を面としてまとめて配置するよう誘導する。

この場合、農用地利用改善団体等による組織的な土地利用調整活動及びみやぎ農業振興公社が行う農地中間管理事業の導入や基盤整備事業等の実施、換地を契機とした利用権の設定等により農用地の利用集積の促進を図る。

(2) 農業経営基盤強化促進事業の実施

イ 利用権設定等促進事業について

県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。

大規模な農業経営体の育成を進める地域においては、利用権設定等を中心に農地流動化を促進し、経営規模の拡大を図る。また、土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難な地域や利用権設定等が進みにくい地域においては、農業経営の複合化を通じた生産組織の育成等を図りつつ農作業受委託を中心に効率的な作業単位の形成を図る。

ロ 農用地利用改善事業について

集団化した農地の利用条件の設定のためには、特に集落を基盤とした農用地利用改善団体及び地域農業集団による農地の流動化と集団的土地利用調整が重要である。

このため、地域における話し合いによる合意形成を通じて、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の集積を進めるとともに、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域については、農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、農業の担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となりその有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

ハ 農作業受委託等促進事業について

農作業受委託については、農地の権利移動に至らないまでも、実質的な農業経営の規模拡大を図り、地域の農業機械・施設の効率的利用や生産性の向上に寄与するものであり、農用地の流動化を補完するものとして推進する。

なお、農業経営規模に見合った機械・施設の導入を図るため宮城県特定高性能機械導入計画を参考に地域の実情に応じた適正な導入を推進する。

具体的には、啓発、普及等によりコストの低減、意識の高揚を図るとともに、農業機械導入・更新計画の樹立、中古農業機械の活用促進、農業機械士の養成等を推進する。また、農業経営の規模を拡大しようとする効率的かつ安定的な農業経営等への農作業受託を推進し、将来は、これらが利用権設定へと進んでいくよう誘導する。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

イ 支援体制の整備

(イ) 青年農業者等育成センター

県は、就農促進のための拠点として、みやぎ農業振興公社を農業経営基盤強化促進法第14条の11でいう宮城県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として位置付ける。

育成センターは、関係機関・団体の参画を得て、就農支援活動等を展開する。特に、新規参

入者に対し、研修制度を紹介するほか、市町村、農業協同組合、県農業会議、農業改良普及センター等と連携を密にし、就農先の紹介、就農相談活動、農業法人等への就農を希望する青年等に対しては職業安定法に基づく許可を受けた無料職業紹介事業などを実施する。

(ロ) 関係機関・団体の役割分担と連携

就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業士、地域連携推進員、JA組織及び農地の確保については農業会議、農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めるとともに、有機的な連携と情報交換、相互の協力関係を強化し、一貫した支援体制を構築する。

ロ 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(イ) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

(ロ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者の疑問や悩みに答えるため定期的な就農相談会を開催し、研修や就農に関する情報提供やみやぎ農業振興公社と連携した農地の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、農業法人協会等と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

(ハ) 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等を実践により習得できる農業教育の拠点として、県農業大学校における養成課程と研修課程の内容の充実・強化を行い、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(ニ) その他の取組

就農促進のためには、子供の頃から農業・農村に対する関心・興味を高める働きかけが肝要であり、小中学校との連携を深めながら家庭と地域が一体となった活動を推進する。

また、農業高校等の農業関連教育機関と行政機関・農業団体等との情報交換や連携を密にし、進路指導から就農までの一貫した就農支援のための体制を強化する。

さらに、青年農業者の経営内での役割や位置付けを明確にする家族経営協定等を積極的に推進し、青年が就農しやすい環境づくりに努める。

ハ 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、農業改良普及センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

二 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(イ) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(ロ) 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・農業改良普及センター・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 基盤整備事業等の促進

ほ場の大区画化を推進し、大規模経営体の育成を図るため、高度な管理システムの導入と基盤整備事業等の積極的な導入を図る。また、集団化した農用地の利用条件の設定を図るため、集落自らの構想による土地利用調整と地域農業再編計画を推進する。

さらに、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の農業の担い手への農用地の利用集積を促進する。

3 宮城県の区域を事業実施区域として農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、同法第2条第3項に規定する事業のほか、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

イ 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、又は交換する事業。

ロ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する全額の無利子貸付を行う事業。

ハ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。

ニ イに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(2) 関係機関との役割分担と連携

みやぎ農業振興公社は、長期間を要する事業及び広域的な利用調整を要する事業等を実施し、市町村、市町村公社、農業協同組合は、地域のニーズに機動的に対応する事業及び地域の農地利用調整活動と連携して行う事業を担うこととする。

このため、市町村段階の農地利用集積円滑化団体の設立を積極的に推進するとともに、当該法人の行う事業推進については、みやぎ農業振興公社、宮城県農業協同組合中央会等関係機関・団体が一体となった支援を行い、また当該法人の機能強化の積極的な推進のために市町村段階の関係機関・団体

との連携による農地の利用調整機能の高度化等を図る。

4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者の農地の面的集積及び集団化した農地の利用条件の設定のためには、特に集落を基盤とした農用地利用改善団体及び地域農業集団による農地の流動化と集団的土地利用調整が重要である。このため、農地利用集積円滑化団体は地域における話し合いによる合意形成を通じて、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の集積を進めるとともに、農用地利用改善団体と連携しながら、農地利用集積円滑化事業を推進する。

農業経営基盤強化促進法第4条3項の規定により農地利用集積円滑化団体になれる者は市町村、みやぎ農業振興公社、市町村農業公社、農業協同組合、改良区、地域担い手協議会等である。

農業協同組合等が行う農地利用集積円滑化事業については、宮城県農業協同組合中央会等関係機関・団体が一体となった支援を行い、また、当該法人の機能強化の積極的な推進のために市町村段階の関係機関・団体との連携による農地の利用調整機能の高度化等を図る。